

植物新品種の保護の強化及び活用の促進に関する検討会
「制度分科会」報告

1	はじめに-----	1
2	基本的な方向性について-----	1
3	品種登録表示の導入について-----	2
4	民事訴訟の特則の導入について-----	3
5	罰則の見直しについて-----	7
6	品種識別鑑定について-----	8

1 はじめに

- (1) 第2回農林水産省知的財産戦略本部決定（平成18年6月2日）において、農林水産省における知的財産戦略の対応方向が示され、植物新品種保護の関係では、「権利侵害に対しより有効で使いやすい制度への見直しや、海外での育成者権の戦略的な取得・活用について検討し、年内を目途に戦略策定」することが盛り込まれた。
- (2) これを受けて、農林水産省においては、「植物新品種の保護の強化及び活用の促進に関する検討会」を開催し、現在、必要な検討を行っている。その中で、制度改正の可能性を視野に入れた課題については、別途「制度分科会」を開催して検討すべきであるとされたことを受け、本分科会において、本年8月から3回にわたる検討を踏まえ、「権利侵害に対しより有効で使いやすい制度への見直し」に関する考え方について、以下のとおり制度分科会としてのとりまとめを行ったので報告する。

2 基本的な方向性について

- (1) 品種登録制度は、平成10年の種苗法改正により育成者権が知的財産権として明確に位置付けられ、平成15年及び平成17年の改正により権利の内容が強化された（罰則の対象拡大及び法人に対する罰金刑の引上げ、加工品への育成者権の効力の拡大、存続期間の延長等）。

近年、育成者権の活用に対する一般の理解・認識が高まるにつれ、育成者権侵害の事例が顕在化し、育成者権の権利性に対する認識が広がっている状況にある。

このような状況の下、育成者権については、これを円滑かつ実効的に行使するための制度的手当の必要性が各方面で認識されるようになっている。

- (2) 「知的財産推進計画2006」（平成18年6月8日閣内閣知的財産戦略本部決定）においても、品種保護制度の関係で次のような項目が盛り込まれたところである。
- ① 植物新品種の保護制度を、より使いやすく実効性の高いものとする観点から、権利行使の容易化に関する制度整備等、種苗法及び関連する品種保護対策の在り方について、2006年度から多面的に検討し、必要に応じ制度を整備する。
 - ② 知財権侵害に対する抑止効果を高めるため、2006年度も引き続き、（著作権及び）育成者権の侵害に係る刑罰（懲役）の上限を10年とすることについて検討し、必要に応じ制度を整備する。
- (3) 以上の状況にかんがみ、育成者権を「より使いやすく実効性の高いものとする観点から、権利行使の容易化に関する制度整備」及び罰則の見直しについては、以下のとおり、必要な制度改正を検討すべきである。

① 品種登録表示の導入

登録品種の種苗に登録品種である旨の表示を付することを努力義務化するとともに、登録品種以外の品種に登録品種である旨の表示等を付する等の行為を禁止することを検討すべきである。

② 民事訴訟の特則の導入

育成者権侵害訴訟における証拠の偏在等による主張立証の困難を救済し、訴訟

における争点を明確化して審理を充実するため、他の知的財産法の動向にも配慮しつつ、次のような民事訴訟の特則を導入することを検討すべきである。

ア 侵害事実の立証の特則

- (ア) 行為の具体的態様の明示を相手方に義務付ける規定を新設する。
- (イ) 書類提出命令（種苗法第36条）の対象を拡大し、提出の要否を判断するために裁判所が書類を提示させる手続（インカメラ手続）を導入する。

イ 損害額の立証の特則

- (ア) 損害額の推定に関する規定（種苗法第34条）を拡充する。
- (イ) 損害計算の鑑定人に対する説明を当事者に義務付ける規定を新設する。
- (ウ) 裁判所が相当な損害額を認定することができる旨の規定を新設する。

ウ 営業秘密の取扱いの特則

- (ア) 裁判所による秘密保持命令の制度を新設する。
- (イ) 当事者尋問等の公開停止に関する規定を新設する。

③ 罰則の見直し

他の知的財産法の動向にも配慮しながら、育成者権侵害罪等の罰則の引上げ、懲役刑と罰金の併科の導入について検討すべきである。

- (4) なお、将来的には、国等による品種識別に関する鑑定を制度化する可能性についても検討すべきである。

3 品種登録がされている旨の表示の適正化について

- (1) 種苗法は、登録品種の特性及び名称等を官報で公示し、品種登録簿に記載することとしているが、種苗（種子、穂木等）の外観だけから直ちに品種を特定することは困難な場合が多い。そこで、種苗法は、登録品種の種苗を譲渡する者に登録品種の名称の使用を義務付け（第22条第1項）、違反者を10万円以下の過料に処することとして（第62条）、種苗取引の安全及び種苗流通の適正化を図っている。
- (2) 種苗に登録品種の名称を使用することにより、品種を特定することができるが、直ちにはそれが登録品種であることまでは判明しないことが通常である。そこで、近年、種苗会社等において種苗の包装やカタログに登録品種である旨を記載したり、正規品である旨のステッカーを貼付する例が増えている。こうした取組みは、育成者権の実効的な行使を可能にするとともに、利用者にとっても登録品種か否かを区別する手がかりとなり得るため、利用者による意図しない育成者権侵害（無断増殖、無断増殖に係る種苗の外国への持出し等）を予防する効果を持ち得るものとして有用であることから、その適正な表示の普及を図る必要がある。
一方で、品種登録表示は現に登録されている品種に付されることが必要であるにもかかわらず、近年、登録品種でない品種の種苗について、その包装やカタログに登録品種である旨や虚偽の品種登録番号を記載し、利用者の信頼を害する事例が増えているため、品種登録表示の適正化を図る必要が生じているが、種苗法において、この種の事案に対処することができないという問題がある。

(3) 品種登録表示の導入について

- ① 種苗法において、登録品種の種苗を譲渡する場合に、品種登録がされている旨の表示を付することを努力義務として課することを検討すべきである。
- ② 品種登録表示を付する主体については、育成者権者、専用利用権者又は通常利用権者とすべきであるが、併せて、品種登録表示を小売段階まで行き渡らせる（農業生産者等による意図せぬ侵害を防ぐ）という目的からは、表示を努力義務に止めることを前提として、登録品種の種苗を譲渡する者一般とすることについても検討する必要がある。
- ③ 品種登録表示の客体については、種苗法第22条第1項の品種名称の使用義務が種苗を対象としていることとのバランスや種苗流通の実情にかんがみ、種苗とする方向で検討すべきである。
- ④ 表示の内容については、おおむね品種登録がされている旨の文字、品種登録番号とする方向で検討すべきであるが、先行する取組み及び種苗流通の実態にも配慮すべきである。
- ⑤ 表示の具体的方法については、登録品種の種苗を利用する者に適切に登録品種である旨を知らせるという本来の趣旨を踏まえ、種苗流通の実態及び表示に要するコスト等にも配慮しつつ検討すべきである。

(4) 虚偽の品種登録表示の禁止について

- ① 種苗法において、登録品種以外の品種の種苗やその包装等に、虚偽の品種登録表示（品種登録表示と紛らわしい表示を含む。以下同じ。）を付する等の行為を禁止し、何人であっても、故意に、虚偽の表示等を行った者に対する罰則を設けることを検討すべきである。
- ② 禁止すべき行為としては、種苗に虚偽の表示を付する行為（品種登録が失効した種苗に品種登録表示を付する行為を含む。）、虚偽の表示を付した種苗を譲渡する行為等を対象とした上、故意にこれらの行為を行った者に罰則を科すことを検討すべきである。
- ③ 虚偽表示の客体については、前記（3）③の品種登録表示の客体と同じく種苗とすることが考えられるが、一方で、虚偽表示は広く禁止すべきである行為ともいえることから、より広く収穫物及び加工品を対象とすることについても併せて検討すべきである。

4 民事訴訟の特則の導入について

(1) 行為の具体的態様の明示を相手方に義務付ける規定

- ① 育成者権侵害訴訟は、民事訴訟の一類型であり、民事訴訟の原則に従い、育成者権者は侵害事実を具体的に主張（立証）しなければならない。しかしながら、侵害を裏付ける事実は相手方に偏在しており、市場において侵害品（植物体）を品種の同定識別（比較類似性試験等）に適する形態で入手できるとは限らない。そのため、相手方が育成者権者の主張を否認し、不誠実な訴訟態度に終始した場

合、育成者権者において相手方の行為の態様を明らかにすることができず、十分な審理を行うことができないおそれがある。

② また、育成者権の効力は、登録品種の従属品種（第20条第2項第1号）及び交雑品種（同項第2号）に対しても及ぶところ、これらの違法利用に対して侵害訴訟を提起する場合、育成者権者は、従属品種については、従属品種の育成方法を、交雑品種については、交雑品種の親品種が登録品種であることを請求原因として主張する必要がある。しかしながら、これらは一般に相手方のみが知りうる事実であることから、相手方に行為の具体的態様を明示させる必要がある。

③ そこで、具体的態様の明示義務について規定している特許法第104条の2等の規定を参考とし、相手方に準備書面一般の記載事項として否認の理由を明らかにすることを求めている民事訴訟規則第79条第3項の特則として、種苗法に訴訟の相手方に行為の具体的態様の明示を義務付ける規定を導入する必要がある。

具体的には、侵害行為を組成したものとして主張する種苗等の具体的態様を否認するときは、相手方は自己の行為の具体的態様を明らかにしなければならないこととし、ただし、このような場合であっても、営業秘密が含まれていたり、主張すべき理由が何もないときのように自己の行為を明らかにすることができない相当な理由がある場合には、明示義務を課さないことを検討すべきである。

（2）書類提出命令の対象拡大及びインカメラ手続の導入

① 育成者権侵害訴訟においては、民事訴訟の原則により、育成者権者が権利侵害の事実を（主張）立証しなければならない。そのためには、育成者権者において、侵害品とされる植物体を入手したり、相手方における栽培実態及び種苗等の入手経路を調査する必要があるが、相手方に証拠が偏在し、育成者権者において知り得ない事実が含まれ、育成者権者が証拠を収集することは一般に困難である。

② 種苗法第36条によれば、損害の計算をするために必要な書類については、提出を拒む正当な理由がある場合を除き、提出命令の対象とすることができる。一方、権利侵害の立証に必要な書類については、種苗法に規定がなく、民事訴訟法に基づき文書提出命令の申立てをすることになるが、「技術又は職業の秘密に関する事項（同法第197条第1項第3号）」が記載された文書には提出義務がない（同法第220条第4号ハ）。

③ しかしながら、育成者権侵害の事実を立証する書証には、相手方の営業秘密に関連するものが典型的に多いことから、上記の民事訴訟法の原則によった場合、育成者権侵害訴訟において営業秘密が記載された文書はすべて文書提出命令の対象とすることができず、育成者権者は立証の手段を失うことになりかねないところであり、かかる立証の困難性を救済する必要がある。

④ そこで、書類提出命令について規定している特許法第105条等の規定を参考とし、種苗法第36条の文書提出命令の対象に、侵害行為について立証するために必要な書類を加え、その提出の要否を営業秘密の有無ではなく書類の提出を拒む正当な理由（種苗法第36条ただし書）の有無により裁判所が判断することとし、裁判所は、書類提出命令の審理に当たり、書類の提出を拒む正当な理由の有

無を判断するために必要なときは裁判所が書類の所持者にその提示をさせることができる手続（インカメラ手続）等を整備することを検討すべきである。

（３）損害額の推定に関する規定の拡充

- ① 育成者権侵害訴訟において、育成者権者は、損害額として逸失利益額（民法第709条）を主張、立証しなければならないが、侵害行為との因果関係を主張、立証することが困難であることから、種苗法第34条は、第1項において侵害者の得た利益額を損害額として推定し、第2項において許諾料相当額を損害額として賠償請求することができる（これを超える額の賠償請求を妨げない。第3項）こととして、損害額の立証の困難を軽減している。
- ② しかしながら、同条第2項の許諾料相当額は、損害額として最低限認められる額であり（第3項参照）、第1項の侵害者の得た利益額についても、特許等の侵害品の場合と同様に、育成者権の侵害品は正規品の価格と比べて廉売される場合が多いことから、推定された損害額が過小になりやすいという問題がある。
- ③ そこで、損害額の推定について規定している特許法第102条第1項等の規定を参考とし、廉売されがちな侵害品の価格を損害額推定の基礎とする現在の規定（種苗法第34条第1項）に加え、正規品の価格を基礎とした損害額の推定規定を新たに設ける必要がある。

具体的には、現行の種苗法第34条を改正し、育成者権者が販売し得た正規品（種苗等）の単位数あたりの利益額に侵害者の譲渡した侵害品（種苗等）の数量を乗じた額を育成者権者の実施能力に応じた額の限度において損害額とすることとし、ただし、侵害者の譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を育成者権者が販売できない事情がある場合には、その事情に応じた額を控除する旨の規定を追加することを検討すべきである。

（４）損害計算の鑑定人に対する説明を当事者に義務付ける規定

- ① 育成者権侵害訴訟において、損害額を立証する書類は多岐にわたり（売掛帳、売上元帳、納品伝票控、請求明細書控、受領書、出庫伝票、仕入元帳、買掛帳、納品書、損益計算書及びその付属明細書、総勘定元帳、確定申告書及びその添付書類控等）、膨大な書類が提出されることもある。そうした場合、裁判所は、民事訴訟法の規定に基づき、損害計算のため公認会計士や税理士等の専門家に鑑定を命じることができる。
- ② しかしながら、上記の書類には、関係者しか知り得ない略号が記載されていたり、電子化された帳簿類のデータを印刷したものであれば、文書の所持者から説明を受けなければ部外者である鑑定人が理解することは困難であるが、民事訴訟法上、当事者が鑑定人の調査に協力する義務はないとされている。
- ③ そこで、特許法第105条の2等の規定を参考とし、裁判所が損害額の計算をするために必要な事項について鑑定を命じた場合に、当事者が計算鑑定人に対し、当該鑑定をするために必要な事項を説明しなければならない旨の規定を設けることを検討すべきである。

(5) 裁判所による相当な損害額の認定に関する規定

- ① 民事訴訟法第248条（損害額の認定）は、民事訴訟一般について、権利侵害の事実が立証されたことを前提として、損害の性質上、その額を立証することが極めて困難である場合に損害額の立証に関する証明度を軽減することができることとされている。
- ② しかしながら、育成者権侵害訴訟においては、侵害事実が立証され、損害が生じていることは明らかであるのに、損害額を立証するために必要な事実（販売数量や販売額等）の立証が極めて困難であるため、損害額の算定が困難な場合があり得ることから、損害の性質上、その額の立証が極めて困難な場合だけでなく、損害額を立証するために必要な事実を立証することが、当該事実の性質上、極めて困難な場合についても、裁判所による相当な損害額の認定を認める必要がある。
- ③ そこで、特許法第105条の3等の規定を参考とし、損害が生じたことが認められる場合において、損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難な場合、裁判所が口頭弁論の全趣旨及び証拠に基づいて相当な損害額を認定することができる旨の規定を設けることを検討すべきである。

(6) 秘密保持命令制度の導入

- ① 育成者権侵害訴訟においては、新品種の育成に関する営業秘密（交配又は選抜、育種素材、育種法等に関する情報）、種苗又は収穫物の販売や許諾に関する営業秘密（許諾契約、市場調査、顧客情報等に関する情報）、製品等に関する営業秘密（市場調査、植物体の特定成分等に関する情報）等が準備書面又は証拠として訴訟に顕出され得る。こうした状況は、育成者権者にとって侵害訴訟の提起及び追行をためらわせる要因となり得るほか、相手方にとっても十分な防御活動を行う上での支障となるおそれがある。
- ② そこで、営業秘密（不正競争防止法第2条第6項）を侵害訴訟に準備書面又は証拠として顕出することを容易にし、営業秘密の保護及びこれを通じた侵害行為及び損害額の立証の容易化を図るための規定が必要である。

具体的には、特許法第105条の4ないし第105条の6の規定その他の知的財産法に導入されている秘密保持命令制度にならい、育成者権侵害訴訟においても訴訟において顕出された営業秘密の保持を当事者等に裁判所が命じることができる秘密保持命令の制度を設け、所要の手續規定を整備し、他の知的財産法における秘密保持命令違反の罪（特許法第200条の2及び第201条等）を参考とし、秘密保持命令に違反した者に対する罰則を設けることを検討すべきである。

(7) 当事者尋問等の公開停止に関する規定

- ① 育成者権侵害訴訟においては、前記(6)①のような営業秘密が顕出され得るところ、育成者権侵害訴訟は、特許権侵害訴訟等と比べ、人証が比較的採用されやすい傾向にあり、公開の法廷における当事者尋問又は証人尋問において陳述することにより営業秘密を明らかにすることを余儀なくされるといいう状況が典型的に想定される。民事訴訟における当事者尋問又は証人尋問は、公開の法廷で行わ

れることが原則であるが、場合によっては、これを非公開としなければ、育成者権者にとって侵害訴訟の提起及び追行をためらわせる要因となり得るばかりか、相手方にとっても十分な防御活動を行う上での支障となるおそれがある。

- ② そこで、育成者権侵害訴訟において、訴訟関係者の営業秘密の取扱いに十分に配慮するため、特許法第105条の7等と同様の手続及び要件により当事者尋問等の公開を停止できる旨の規定を導入する必要がある。

具体的には、侵害訴訟の当事者等が、公開の法廷において、侵害事実の有無に関する事項で営業秘密に該当するものについて陳述することにより、当事者の事業活動に著しい支障を生じることが明らかであるために当該事項について十分に陳述することができず、かつ、当該陳述を欠くことにより他の証拠のみによっては当該事項を判断の基礎とする権利侵害の有無について適正な判断をすることができないと認められる場合は、裁判所は、裁判官全員一致の決定により、当該尋問を公開しないで行うことができる旨の規定を設けることを検討すべきである。

5 罰則の見直しについて

(1) 育成者権侵害罪の罰則の見直し

- ① 種苗法の育成者権侵害罪の罰則は、平成10年改正により種苗段階での権利侵害について3年以下の懲役又は300万円以下の罰金とされていたものが、平成15年改正により収穫物段階の権利侵害が罰則の対象とされるとともに、法人に対する罰金刑が1億円以下に引き上げられ、平成17年改正により加工品段階の権利侵害が罰則の対象に追加されたところである（第56条、第60条）。
- ② 平成18年6月には、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の侵害罪の罰則が大幅に引き上げられ、特許権、意匠権及び商標権（直接侵害）については、10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこれらの併科（法人は3億円以下の罰金刑）、実用新案権については、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこれらの併科（法人は3億円以下の罰金刑）とされた。
- ③ 育成者権については、その財産的価値が重視されてきているほか、種苗は容易かつ大規模に増殖することが可能であり、侵害の結果、甚大な損害をもたらすおそれがあること等にかんがみ、故意に基づく侵害に対する十分な抑止力を確保することを検討する必要がある。知的財産推進計画2006においても、「（著作権及び）育成者権の侵害に係る刑罰（懲役）の上限を10年とすることについて検討し、必要に応じ制度を整備する」ことが求められている。

そこで、他の知的財産法における罰則との均衡にも配慮しつつ、育成者権侵害罪についても、他の知的財産法と同等の水準に法定刑を引き上げるとともに、懲役刑と罰金刑の併科の必要な見直しを行うことを検討すべきである。

(2) 詐偽の行為により登録を受けた者に対する罰則の見直し

- ① 種苗法の平成10年改正以降、平成15年改正及び平成17年改正を通じ、育成者権の内容（権利の範囲及び存続期間等）及び侵害罪の罰則が強化されている。仮に、種苗法に民事訴訟の新たな特則を導入し、罰則を引き上げることとなれば、

更に育成者権の内容は強化されることから、審査官を欺いて品種登録を受ける行為の違法性についても今以上に高まるものと考えられ、また、こうした行為は、適正な審査を害する行為であることから十分に抑止する必要がある。

- ② そこで、他の知的財産法における罰則との均衡にも配慮しつつ、詐偽の行為により品種登録を受けた者に対する罰則（種苗法第57条。1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）についても、法定刑の引上げ等の必要な見直しを行うことを検討すべきである。

6 品種識別鑑定について

- ① 独立行政法人種苗管理センターが、育成者権者等の依頼に基づいて行っている品種類似性試験には、次の3つの手法がある。
- ア 外観による特性比較（簡易かつ迅速に類似性の程度について客観的資料を得ることができる。ただし、栽培条件の違いにより、特性の発現が異なる場合が多く、また、外観からは生理的特性の判別が難しい等の理由から、判別が困難な場合が多い。）
- イ 比較栽培（信頼性の高い結論が得られる。ただし、侵害品から植物体の再生が困難な場合があるほか、栽培適期が限られ、栽培に一定の期間を要する。）
- ウ DNA品種識別（迅速かつ客観的な判断が可能であるが、現状では対応できる植物の種類及び品種が限定されている。）
- ② 上記の品種類似性試験の結果は、侵害の有無を判断するための重要な資料となり得ることから、独立行政法人種苗管理センターによる事実上のサービスにとどめておくのではなく、国が品種識別について鑑定を行う制度とすることが必要ではないかという意見が一部の委員から出されたところである。
- ③ これについては、品種識別に関する鑑定は、侵害対策の一環として期待されるものの、権利侵害における鑑定といった迅速な対応が要求される場面では、DNA品種識別が有効な手段であるが、現状ではDNA品種識別の対象とする植物の種類・品種は相当限られている。このため、当面はDNA品種識別等鑑定に関連する技術的基盤の確立を急ぐべきである。その上で、将来的には、国等による品種識別に関する鑑定を制度化する可能性についても検討すべきである。